

29 宮城県柴田高等学校校内合宿規程

1 期 間

- (1) 部活動については、原則として長期休業中の4泊5日以内とする。
(土・日を利用する場合は特に制限をしない)
- (2) クラス・生徒会については、申請により生徒指導部で審議し、許可する。
但し、1泊2日以内で、文化祭関係以外は土、日に限定する。

2 使用場所

- (1) 柴高会館
- (2) 同一期間に希望の部が集中したり、多人数に及ぶ場合は、生徒指導部で調整する。

3 申請の際（週間前）に手続きするものは下記の通りとする。

- (1) 食事の人数（最小10人）と予算（基準は3食2,500円）の打ち合わせ
→食堂担当者へ
- (2) 許可申請書（様式あり・保護者承諾書を添える）の提出→生徒指導部へ
- (3) 柴高会館使用願（様式あり）の提出→総務部・事務部へ

4 使用条件

- (1) 寝具は各自（各部）で用意する。
- (2) 使用場所、使用物品及び備品等を破損した場合は当該部で修繕する。
- (3) 生徒心得に反したり、問題行動が認められた場合は中途でも合宿を打ち切ることがある。

5 指導、監督にあたる先生方へのお願い

- (1) 指導教員は単独の場合は1名以上、多人数や男女共に行なう場合は2名以上とし生徒と同宿する。
- (2) 提出した参加生徒名簿以外の立ち入りは厳禁とする。但し、校長が認めた者はこの限りではない。
- (3) 使用場所の清掃、整理整頓、夜間時の施錠等の管理は責任をもって行なう。
- (4) 問題行動が起きないように配慮し、健康の維持管理に留意し、所期の目的が達せられるよう指導・監督にあたる。

6 本校生以外については、上記の規程を準用する。